

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(山陽小野田市山陽地区の地勢)

山陽小野田市(以下、「当市」という。)の北部一帯は標高200~300m程度の中国山系の尾根が東西に走っており、中部から南部にかけては丘陵性の大地から平地で、海岸線一帯はほとんど干拓地となっている。東は宇部市、西は下関市、北は美祢市に接している。

本市は2005年(平成17年)3月22日に厚狭郡山陽町と小野田市が合併して誕生した都市であり、市の合併後も旧山陽町(以下、「山陽地区」という。)は山陽商工会議所(以下、「当所」という。)が、旧小野田市(以下、「小野田地区」という。)は小野田商工会議所が引き続き所管している。

当所の所管する山陽地区は大きく東西で二つの地区に分けられ、一つ目は民話「厚狭の寝太郎」の舞台となった厚狭川流域を中心として発展してきた厚狭・厚陽・出合地区(以下、「厚狭地区」という。)、二つ目は市西部の海岸平野を中心に発展してきた埴生・津布田地区(以下、「埴生地区」という。)に分けられる。

山陽地区の中央部から南部にかけては、丘陵性の台地から平地で、海岸線一体は一部を除き殆どが干拓地となっている。厚狭地区には南北を縦断する形で厚狭川及び支流の桜川と大正川が流れており、埴生地区には前場川、糸根川が流れ、いずれも平地部を通過して瀬戸内海に注いでいる。

地質は石炭、粘土層を主とする新生代の地質と、砂岩、礫岩など風化しやすい岩石を主とする中生代の地質とその堆積した地質で構成され、埴生、厚陽の沿岸に干拓地が広がっている。北部山地地帯は、安山岩、砂岩を主とする関門層群で、埴生地域はおおむね花崗岩類で形成され、厚狭盆地を挟むように砂岩系の中に石炭を有する地層が広がっている。

また、当市の中央から南部内陸地帯は、石炭を埋蔵する古第三紀層宇部層群が分布し、南部沿岸地帯は干拓による平坦地で、緩い傾斜をもって海底に入っている。

(洪水：厚狭川洪水ハザードマップ)

当市の厚狭川洪水ハザードマップによると、厚狭川が大雨によって増水し堤防が決壊した場合、当所が立地する厚狭地区市街地地域において最大規模降雨の場合3m~5mまでの浸水が想定されている。また、山口県が令和2年10月に更新した「厚狭川水系厚狭川 洪水浸水想定区域図(下流域)(想定最大規模)」によるとJR厚狭駅の南側地域で最大で5~10mまでの浸水が想定されている。

(土砂災害：山陽小野田市土砂災害ハザードマップ)

当市の山陽小野田市土砂災害ハザードマップによると、山間部を中心に、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがある箇所が点在している。

(地震：J-SHIS)

2020年の地震ハザードカルテによると、地区の中心であるJR厚狭駅(中心緯度、経度：34.0531N, 131.1609E)において、今後30年にある震度以上の揺れに見舞われる確率は震度6強4.5%、震度6弱17.9%、震度5強54.4%、震度5弱87.2%となっている。

また、内閣府が平成24年に発表した「南海トラフ巨大地震による最大震度・最大津波高等推計結果」によると南海トラフ巨大地震が発生した場合、当市における最大津波高は4m、津波の最短到達時間は218分、最大震度は5強となっている。

(津波：山陽小野田市津波ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、南海トラフ巨大地震などによる最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合、埴生地区中心集落と沿岸の干拓地では最大4mの津波の被害が予想されている。

(高潮：埴生地区高潮ハザードマップ、厚狭川周辺地区高潮ハザードマップ)

当市の埴生地区高潮ハザードマップによると、想定される最大規模台風である枕崎台風が、埴生地区に最も危険なコースで襲来した場合に埴生地区の中心集落と沿岸の干拓地周辺で広く事前に避難を要することとなっている。また、厚狭川周辺地区ハザードマップでは高潮が厚狭川を遡上する可能性があることから厚狭地区中心市街地を含む広い範囲で避難を要する事態が想定される。

(その他)

2010年(平成22年)の厚狭川豪雨水害による厚狭川の氾濫は山陽地区の中心部であるJR厚狭駅周辺の市街地を中心に半壊8戸、床上浸水446戸、床下浸水351戸と甚大な被害を及ぼした。埴生地区では1999年(平成11年)の台風18号による高潮により沿岸部を中心に全壊63戸、床上浸水436戸、床下浸水58戸という甚大な被害が発生した。(当市資料による)

また、厚狭地区は盆地状に位置している影響もあり温暖な山口県西部の中では年間降雪量も比較的に多く、夏は猛暑日になることも多い。

(感染症)

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」によると、新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することによりおよそ10年から40年の周期で発生し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため世界的な大流行となり大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。当市においても多くの市民や事業者に大きな影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

山陽商工会議所管内(山陽地区)商工業者数

- ・商工業者等数 505者(平成26年経済センサ基礎調査より)
- ・小規模事業者数 377者(平成26年経済センサ基礎調査を基に山陽商工会議所調べ)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	53	51	地域内に広く分散
	製造業	62	43	厚狭地区に多い
	卸・小売業	144	98	厚狭地区に多い
	サービス業	196	141	地域内に広く分散
	その他	50	44	地域内に広く分散
合計		505	377	

(3) これまでの取組

1) 山陽小野田市の取組

- ・山陽小野田市地域防災計画の策定
- ・山陽小野田市業務継続計画(BCP)の策定
- ・山陽小野田市災害時受援計画の策定
- ・防災訓練の実施

- ・ 災害備蓄物資の整備
- ・ ハザードマップの作成及び配布
- ・ 民間事業所等との災害時応援協定の締結
- ・ 山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ 山口県火災共済協同組合及び三井住友東京海上株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（ポータブル発電機、ラジオ、救急セット、水・缶詰、簡易トイレ、シート等）を備蓄
- ・ 山陽小野田市が実施する感染症拡大防止対策等についての協力

II 課題

- ・ 地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化計画の推進支援を行っているが、災害リスクが十分に浸透していない。
- ・ 現状では、緊急時の取組に係る当所と当市の間での具体的な協力体制が整備されていない。
- ・ 当所には平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員がいない。また、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。
- ・ 新型コロナウイルス対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知が図られていない。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、巡回経営相談やセミナー開催時に、自然災害や感染症リスクを認識させ、事業継続力強化計画（BCP）の作成を支援する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、当所組織内における体制、当所と当市の間での連携体制を平時から構築する。また、発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 当所の職員は、不測の事態に対応するノウハウを理解し、他の機関との協力体制を構築し運用するスキルを身に着ける。また、事業者に助言を与えることのできるレベルの保険・共済に対する知識や実用上の注意点を獲得する。
- ・ 新型コロナウイルス対策において、地区内小規模事業者に対して業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等の周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。また、新型コロナウイルス拡大に対応するために、当所としてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リモートワーク等を含む適切な感染予防の措置を準備する。

【成果目標】

- ・ 本事業期間中、延べ7件の事業継続力強化計画又は事業者BCPの策定を支援する。
- ・ 自然災害等対策の啓蒙あるいは自然災害等のリスクに対応した共済保険制度の周知として、関連パンフレット等を会報折り込み等により年1回配布する。
- ・ 地区内小規模事業者に対してBCP等セミナー等を年1回開催し周知を図る。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年10月1日～ 令和8年9月30日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当所では、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の拡大など、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・当所の職員が不測の事態に対応するノウハウを理解するために講習の受講やBCPに関する書籍等で学習会を開催する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・上記のほか、常議員会等を利用し、取組の周知や、進行状況の報告を行う。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所では災害時の行動計画や事業継続計画（BCP）を含む「山陽商工会議所災害時対応マニュアル」を作成した。

3) 関係団体等との連携

- ・山口県商工会議所連合会と連携協定を結ぶ三井住友海上火災保険株式会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検討する。
- ・災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4) フォローアップ

- ・ 当所は小規模事業者のBCP作成の取組状況を確認するとともに、必要に応じて専門家派遣やヒアリングを実施する等フォローに努める。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7.0の地震）が発生したと仮定し、山陽小野田市経済部商工労働課との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後2時間以内に経営指導員が職員及び家族の安否状況確認を行い、応急体制実施可否の確認をする。
- ・ SNSや災害伝言ダイヤルを利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。
- ・ 国内で新型コロナウイルス拡大の兆候が確認されたら、当所は地区内の感染拡大の状況把握に努め、山陽小野田市経済部商工労働課と情報共有する。
- ・ 当所は新型コロナウイルスが流行している兆しがあった時は、（公社）日本産業衛生学会の「オフィス業務における新型コロナウイルス 感染予防・対策マニュアル」に沿って感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

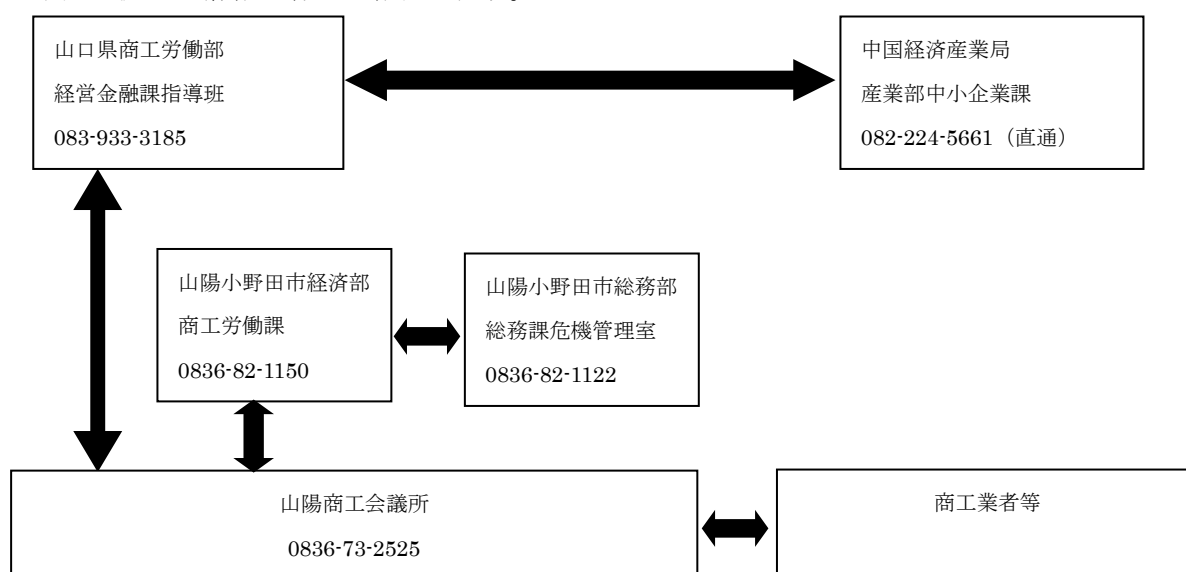
- ・ 本計画により、当所と当市は被害情報等を共有する。また、必要に応じて担当者と随時情報共有を行う。

- ・ 当市で取りまとめた「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・ 当所は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当所は共有した情報を、メール又はファックスにて当所より山口県へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と当所で協議する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や山口県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはそのおそれがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 当市の方針に従って、当所の復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 当所の総務委員会内に復興対策委員会を組織し、発足後、速やかな復興支援が行える体制を直ちに立ち上げ推進していく。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県等に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

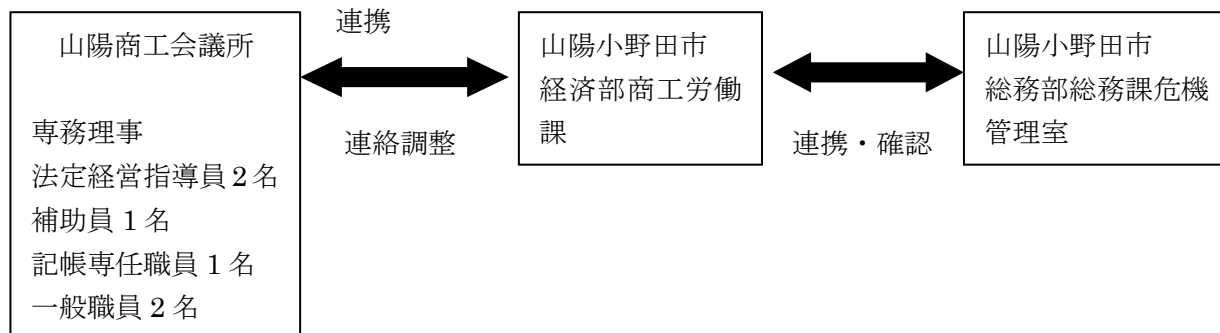
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2021年8月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 上田高規、堀 暁子 (連絡先は、後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

山陽商工会議所 中小企業相談所

〒757-0012 山口県山陽小野田市大字鴨庄101番地29

TEL : 0836-73-2525 / FAX : 0836-73-2526

②関係市町村

山陽小野田市経済部商工労働課

〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL : 0836-82-1150 / FAX : 0836-83-2604

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2021年度 (令和3年)	2022年度 (令和4年)	2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年)	2025年度 (令和7年)	2026年度 (令和8年)
必要な資金の額	50	91	91	91	91	50
・ 専門家派遣	35	66	66	66	66	35
・ チラシ作成費	10	20	20	20	20	10
・ セミナー開催費	5	5	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、山陽小野田市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。